

平成19年2月13日

## 平成18年度秋田県包括外部監査報告書の概要

### I 監査の対象

#### 公益法人との随意契約

##### ・選定した理由

現在、国が所管する公益法人に対する随意契約については、各省庁において見直しが進められているところである。国の調査によれば、民間企業などでも行うことができる契約について、長年見直しがないまま公益法人との契約が行われていた実態が報告されている。国と同様、自治体においても、こうした契約について常に見直しを行う必要があり、改革の機運が高まっていると考えられるため、監査の対象として選定した。

### II 監査の視点

地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか、組織及び運営の合理化に努められているか、また、関係法令等に基づき適正に行われているか等に留意し、経済性、効率性、有効性、合規性の観点を重視して監査を実施。

### III 監査結果と意見

#### 1 監査結果

##### (1) 危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務委託

財団法人消防試験研究センターから昭和63年に示された原価データに基づいた単価で契約を継続しているが、再度、免状作成業務に必要な原価を項目ごとに積み上げた見積を求め、契約金額の妥当性を検証すべき。

##### (2) 自治体職員協力交流事業業務委託及び海外技術研修員受入事業業務委託

契約の諸経費として契約額の0.5%～1%程度が委託費として支払われているが、協会運営が厳しい状況の中で、委託業務に必要な事務費は、委託費でもって充てるべき。

##### (3) 高齢者相談総合センター運営事業委託

予算書では、福祉機器・モデルルーム展示コーナー管理費・光熱水費等1,195千円（実際の支出額は828千円）と記載されているが、本来は、相談室及び福祉機器・モデルルーム展示コーナーの管理費・光熱水費等の名目で計上すべきである。

予算書に正確な負担金の名目で計上されたい。

##### (4) ケアマネジメントリーダー活動支援事業委託

ケアマネジメントリーダー等相談窓口の相談件数について、実績報告書に記載が無く、県は把握していなかった。委託事業の業務量を把握し、それに基づいて、事業の効果測定や次年度以降の委託金額の積算に反映させていくべき。

(5) 家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託

精算や委託事業の執行状況について、業務記録等及び公社の元帳、伝票等で支出の内容を確認し、支出額が各費目について契約額以上であったため、契約額を実績額として扱っているが、これでは実際にかかった経費が全く把握できず、事業の適切な運営が果たされたかどうか、確認することは困難であり、実績額が予算を上回ったとしても、実際の金額を記載し、委託した事業の状況を確認できる精算書を作成する必要がある。

(6) 県産品普及宣伝対策事業

東京アンテナショップの宣伝パンフレットの作成部数が計画2万部に対し、実際に作成したのは5千部であり、作成しなかった1万5千部のパンフレットに相当する委託料の返還を求められたい。

(7) 貿易促進普及啓発事業

企業等訪問調査における調査票は261件であるが、地域振興局が5局、また41団体に2回以上訪問しており、これらを差し引くと計画の250社・団体を訪問していない。訪問日が異なるが、同一の団体に訪問し、調査票の内容が全く同一のものもある。

また、データベースの内容は、訪問日、企業名、所在市町村のみである。さらに「貿易企業訪問調査票」を入手するだけで、統計的処理をしていないが、貿易の状況、利用港の決定権、現在の利用港の問題点、秋田港の利用可能性などの項目の統計処理までを、委託内容とすべきである。

企業等訪問調査について、現在の内容で毎年実施すべき内容か疑問である。

(8) 秋田うりこみ隊イベント活用PR事業

実績報告書において、秋田県観光連盟の自主事業と県の委託事業の実績が一緒に記載されているため、委託事業の実施状況が不明確であるため、自主事業と委託事業を区分して記載されたい。

また、随意契約理由には具体性が乏しく、社団法人秋田観光連盟が唯一の契約先であることが説明されていない。随意契約理由として、より具体的に記載されたい。

(9) 冬季インターネット広告掲出事業

モニターツアー体験レポートの掲載が3週間のみと短く、その間の当該ホームページへのアクセス数を把握していないが、アクセス数の把握は、もっとも簡単でわかりやすい事業効果の測定方法である。本来の目的である韓国からのスキーヤーの勧誘に役立ったかどうかの分析もできないため、ホームページへのアクセス数を把握し、事業の効果を測定し、分析に役立てられたい。

(10) 地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託

随意契約理由が、国土交通省の全国統一指導により、地価調査制度発足（昭和50年度）から同協会を委託先として決定しているとあるが、国土交通省の全国統一指導は無く、随意契約理由として、適切でない。仮に、他の理由から結果は同じだとしても、随

意契約理由として適切な理由を記載されたい。

(11) 宅地建物取引主任者証交付事務委託の経費算定について

単価積算において、県の手数料の経費算定に使用している職員人件費を基に積算しているが、業務を鑑みて、合理的な根拠に基づいて、積算されたい。

(12) 体育施設管理委託

実績報告書に、委託内容に含まれていない県立武道館の実績が記載されているが、契約は別であり、実績報告書は契約の単位ごとに提出されたい。

また、県は、建物等の点検、検査等の実施状況を把握していないが、これらの中には、設備の法定点検等も含まれており、施設の所有者として当然把握しておかなければならないことである。

## II 意見

(1) 秋田県職員寮運営委託について

今後の入居率の状況いかんでは、まかないや住み込みの管理人を置く必要性や、家賃補助制度の活用による寮の閉鎖について、検討すべきと考える。

さらに寮の跡地等の有効活用についても検討すべきである。

(2) 財団法人地方自治情報センターとの契約について（税務関係）

財団法人地方自治情報センターの収支決算書によれば、管理費を差し引いても収入超過であり、契約金額の削減余地があると考えられる。よって、委託料の削減交渉をされたい。

(3) 障害者社会参加総合推進事業（視覚障害者関係）の収支決算について

委託事業に係る他団体からの補助金及び参加者の負担金について、社団法人の会計に計上していないことにより事業の収支決算書と社団法人の決算書が合致していないが、参加者の負担金等を簿外で処理することは望ましくないため、決算書に計上するよう指導されたい。

(4) 秋田県健康増進交流センター管理委託業務について

同様の施設は民間にもあり、健康指導等の専門家の配置が民間の類似施設との違いであれば、こうした施設を県が保有する必然性は少ないと考えられる。

よって、秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）を県が保有することの是非を含めて県の関与のあり方を検討されたい。

(5) 総合保健センター管理運営委託の委託先の決算について

共通にかかる費用は、一定の基準で按分して各会計に計上するよう指導されたい。

県は、実質的な指導・監督責任を適切に果たすために、事業団との契約事項のみならず、事業団の内部管理体制、経理・財務の状況に関する定期的なチェックを充実されたい。

(6) 脳卒中発症者通報事業委託について

契約締結や、支払業務に相当の事務的負担がかかっていることを考慮すれば、委託契約を締結することなく、発症情報を通報してもらえないかどうか、関係諸機関と協議するべき。

(7) 秋田県災害・救急医療情報センター運営委託について

災害に必要な情報と救急に必要な情報を精査し、郡市の医師会等に対する協力の要請、個別の医療機関へのさらなる働きかけなど、災害・救急医療情報システムの適切な運営に努められたい。

(8) 秋田県環境保全センターの管理運営委託業務について

持ち込まれる廃棄物の2割以上が焼却可能なものであるにもかかわらず、県の指示に従い埋め立てられている。最終処分場を可能な限り長期間使用可能とするために、焼却可能なものは、焼却することが望ましい。

県、市町村、公社及び廃棄物排出事業者が協力していく必要があるが、県民の理解を得ながら早急に業務を改善させていく必要がある。

(9) 家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託について

委託契約の中で施設費の算定根拠及び支払期間等について、覚書等を締結しておくことが望ましい。また、公社に内部留保すべき施設費が事業費にまわされることで、設備の更新時に追加的な県負担が生じないように、長期的な視野にたって、実態にあった委託料を支払うことで、契約についてより透明性を確保するべきである。

(10) 県産品普及宣伝対策事業について

秋田県物産振興会に対する資本関係等に鑑みて、少なくとも年に一度の財務監査を実施するよう検討されたい。

(11) エージェント・マスコミ等招待事業の効果について

1回のツアーで、全参加者からの成果は望めないとしても、継続して実施する以上、成果が増加するように、一層の働きかけをされたい。

(12) 県営住宅管理等業務委託における家賃収納について

現行の秋田県財務規則では困難とのことであるが、未収家賃の債権回収も委託できるように検討されたい。

(13) 秋田空港駐車場料金徴収事務委託について

市町村合併により、組織の見直しが想定されていることを考慮すると、財団法人雄和环境保全公社が将来にわたって、当業務を安定的に受託しつづけることが困難となる可能性があるため、委託のあり方を含めて見直しを検討されたい。

(14) 秋田県英語能力判定テスト作成・分析業務について

テストを受けることができなかった生徒のために、別途日を設けて受けさせるなど、各学校に対する具体的なフォローについて指示することが望ましい。

(15) 青少年交流センター維持業務委託について

青少年交流センターの運営に関して、青少年教育も含めた全ての業務について 指定管理者制度を導入するなど、効率的な運営が可能となる方策を検討されたい。

また、青少年交流センターの宿泊料金のあり方を含め、政策目的を達成しつつ安定的な経営が可能となるよう制度のあり方を検討されたい

(16) 交通事故防止業務委託の地区ごとの予算配分について

県内各地域への予算配分等は、委託先である社団法人秋田県交通安全協会に任されているが、県は、県内の事故発生件数や交通量の度合など、地域的なリスク要因の分析に基づいた合理的な事業内容を示した上で委託をし、さらに地域の実情に応じた適切な活動が行われたかどうかの事業効果の検証を行う必要がある。